

利用者のために

I 共通事項

- 1 調査時点は、令和2年（2020年）2月1日とした。
- 2 飼養戸数の集計に当たり、協業組織は1戸とした。
- 3 官公庁の試験・研究機関は、調査の対象外とした。ただし、育成牧場及び学校教育機関は調査の対象とした。
- 4 本調査は、属地主義により実施した。したがって、他市町村の住民が所有する畜舎・家畜等がある場合、また、家畜を預託している場合は、その畜舎・家畜等の存在する市町村に計上した。ただし、放牧については、預託又は受託がある場合は属人主義（家畜所有者を基準）で計上した。

II 項目別留意事項

1 乳用牛（酪農経営）

- (1) 乳用牛とは、搾乳を目的として飼養している飼養牛（乾乳牛を含む）及び将来搾乳に供することを目的として育成しているめす牛をいう。
- (2) 経産牛とは、分べん経験のある牛をいい、搾乳牛（現在搾乳中の牛）と乾乳牛（現在搾乳していない牛）とに分かれる。子畜とは、2歳未満の牛で、分べん経験のない牛をいう。
- (3) 酪農経営にあって肉用繁殖牛又は肥育牛を飼養している乳肉複合部門については、戸数及び肉用牛頭数は、2の肉用牛（その1、2及び3）の欄に内数で計上するとともに、2の肉用牛（その4、5及び6：うち酪農経営乳肉複合部門）に示した。
- (4) 出荷前に短期間肥育する乳用老廃牛については、肥育仕向に含めず乾乳牛として扱った。

2 肉用牛

- (1) 肉用牛とは、乳用牛以外の牛であって、子取り用めす牛及び肥育中の牛をいう。
（子取り用めす牛とは、子牛を生産することを目的として飼養している肉専用種のめす牛）
- (2) 酪農経営にあって肉用繁殖牛又は肥育牛を飼養している乳肉複合部門については、内数で計上した。さらに乳肉複合部門のみ別表で示した。
- (3) 繁殖牛とは、子牛の生産を目的として飼養している牛及び将来それに供するために育成している牛をいう。
- (4) 肥育牛とは、肉牛及び肥育用もと牛として飼養されている牛、哺育育成農家で肥育用もと牛として販売することを目的に飼養されている牛をいう。
- (5) 肉用牛の品種別頭数については、次のとおり区別した。
 - ① 褐毛和種：被毛は黄褐色または赤褐色の単色。角・蹄は被毛に似た褐色
 - ② 黒毛和種：被毛・角・ひづめは黒色。
 - ③ 乳用種：ホルスタイン種等の乳用種のうち、肉用を目的として飼育している牛をいう。
 - ④ 交雑種：ホルスタイン種のめすと黒毛和種の雄との交配及び褐毛和種のめすと黒毛和種の雄との交配により生産されたF1（雑種第1代）の牛をいう。
 - ⑤ その他：無角和種、日本短角種の和牛等及びアンガス種、ヘレフォード種等の肉専用種など。

- (6) 農家の飼養形態によって次の3型に区分した。
- ① 繁殖経営
繁殖牛を飼養し、子牛の生産と出荷を行う経営。
 - ② 肥育経営
肥育牛を飼養し、出荷する経営。
 - ③ 繁殖・肥育一貫経営
繁殖牛と肥育牛を併せて飼養している経営。
なお、一産取肥育については、この部門に含めた。したがって、妊娠中の牛及び妊娠前であっても繁殖牛として飼養している牛については、繁殖部門に含め、それ以外の牛は肥育部門に含めた。
- (7) 繁殖経営及び繁殖・肥育一貫経営の繁殖部門
- ① 市場出荷予定の子牛は、8か月齢を過ぎても、8か月未満の子牛として計上した。
 - ② 飼養規模は、18か月以上のめす牛の飼養頭数をもとに区分した。
 - ③ 年間子牛生産頭数は、平成31年(2019年)2月1日から令和2年(2020年)1月31日までに生産された子牛の頭数とした。
 - ④ 平成25年(2013年)から、繁殖経営及び繁殖・肥育一貫経営の飼養頭数にうち数としておす牛(種雄牛)を計上した。
- (8) 肥育経営
飼養規模は、肥育牛の飼養頭数をもとに区分した。

3 豚

- (1) 繁殖豚とは、子豚の生産を目的として飼養している豚及び将来それに供するために育成している豚をいう。
- (2) 肥育豚とは、肉豚及び肥育用もと豚として飼養している豚をいう。
- (3) 農家の飼養形態によって次の3型に区分した。
- ① 繁殖経営
繁殖豚を飼養し、子豚の生産と出荷を行う経営。
 - ② 肥育経営
肥育豚を飼養し、出荷する経営。
 - ③ 繁殖・肥育一貫経営
繁殖豚と肥育豚を併せて飼養している経営。
- (4) 繁殖経営
- ① 飼養規模は、6か月以上の成畜の飼養頭数をもとに区分した。
 - ② 「6か月未満の育成豚」には、出荷目的の子豚は含めない。
- (5) 肥育経営
飼養規模は、肥育豚の飼養頭数をもとに区分した。
- (6) 繁殖・肥育一貫経営
- ① 飼養規模は、6か月以上の繁殖成畜の飼養頭数をもとに区分した。
 - ② 「繁殖豚」のうち「6か月未満の育成豚」には、出荷目的の子豚は含めない。

4 鶏

(1) 採卵鶏さいらん（うずらを含む）

採卵鶏とは、卵を生産する目的で飼養している鶏及びうずらをいう。

なお、100羽未満の飼養者は調査の対象としなかった。

(2) ブロイラー

食用に供する目的で飼養している鶏で、ふ化後3か月未満のものをいう。

ただし、天草大王、熊本コーチン等については、ふ化後3か月以上のものも含む。

(3) 種鶏しゅけい

新たな鶏種（鶏の品種）を開発する際の、かけあわせの元となる種（たね）の鶏をいう。

5 馬その他

馬の区分は次のとおりとした

- ① 軽種馬：競争に利用する目的で飼養している馬（繁殖・育成・子馬を含む）
- ② 農用馬：繁殖に利用する目的で飼養している馬（1歳以上（生まれた年を0歳）、子馬に区分）
- ③ 肥育馬：食肉に利用する目的で飼養している馬（食用の軽種馬を含む）
- ④ その他：小格馬（日本在来馬、ポニー等）、乗用馬（競争に利用する目的で飼養している馬を除く）

6 飼料作物・サイロ

- (1) 造成草地 人工的に造成し、利用している草地をいう。
- (2) 自然草地 野草地であって、家畜の飼養（採草、放牧）に利用されているもの。
なお、混牧林利用も調査対象とした。
- (3) 採草地 家畜の飼養のため採草されている造成草地、自然草地をいう。
なお、家畜の飼養のため採草と放牧を兼用している造成草地、自然草地を含む。
- (4) サイロ 固定式のもの（固定された小型FRPサイロ等を含む。）を調査対象とした。
なお、「全容積」は個々のサイロの容積の合計である。

7 畜産用施設及び機械器具

- (1) パイプラインミルクカー
搾乳した乳をすぐにパイプで処理室まで自動送乳するタイプの搾乳機械。
- (2) 搾乳ユニット自動搬送装置
つなぎ飼いや牛舎において、搾乳ユニットを天井に作られたレールを伝って搬送する装置。
- (3) パーラー
放し飼いや方式で飼養される乳牛を搾乳するための部屋のこと。
- (4) 糞尿処理機械ふんにょう
 - ① マニアスプレッダー
堆肥散布機ともいい、堆肥を走行散布する機械。
 - ② スクレッパ
動力によって糞尿をかき出す装置。

(5) 飼料用機械（平成23年（2011年）次以降は調査を実施していない。）

- ① コーンplanター
とうもろこしの播種機。
- ② コーンハーベスター
けん引式の飼料用とうもろこしの刈取り機械。
- ③ 自走式ハーベスター
飼料用とうもろこしの刈取り機械。
- ④ トウモロコシ細断型ロールベラー
とうもろこしの刈取り、細断、圧縮梱包する機械。
- ⑤ ディスクモアー
牧草の刈取り機。
- ⑥ モアコンディショナー
牧草の刈取及び圧砕を行う機械。
- ⑦ フォーレージハーベスター
飼料作物を刈取り、拾い上げ、細断、吹上げを行い、運搬車に積込む機械。
- ⑧ テッターレーキ
刈り草を圃場^{ほじょう}で予乾したり集めたりする機械。
- ⑨ ヘイベラー
牧草乾草等を圧縮こん(梱)包する機械で、通常、走行しながら作業する。
- ⑩ ロールベラー
牧草等のロール形梱包機。
- ⑪ ベールラッパー
ロールベラーにより梱包したものをラッピングする機械。
- ⑫ 飼料用稲コンバインベラー
飼料用稲を刈取り、梱包する機械。

8 放牧

共同牧野以外の、放牧については、それぞれの放牧地面積及び放牧している牛の実頭数と放牧実施農家戸数について計上した。また、放牧を預託又は受託している場合は、属人主義（牛の所有者を基準）で計上した。